

知りたい！なぜDVが起きるのか？

ほとんどの人は「暴力はよくない」と言います。ではDVの加害男性が、近い間柄にある女性（妻・恋人など）に暴力をふるうのはなぜでしょう。

DV加害男性の考え方

それは、妻や恋人は自分に従うべきである、という価値観を持っているからです。相手を自分より下に見て、女性が弱い立場だと思っているからです。

妻や恋人を自分の基準に合わせるようコントロールし、服従させる手段として暴力をふるいます。また暴力を、服従しないことに対する制裁の手段、黙らせる手段にします。ちょっとしたことを自分への攻撃と受け止め、過度に反応し、自己中心的で、妻や恋人の感情など気にもとめていません。気に入らないことは女性の言動のせいだと転嫁させて「教育」や「しつけ」の名を借りて、さらには「愛情があるからこそ」と暴力をふるうのです。

暴力とは「相手の意思に反して行使される強制力」のことを言います。単に殴る・蹴るだけを言うものではありません。地雷を踏むような、おびえた家庭生活を強いられるのは、むしろ言葉によるDVの方が深刻とも言われているからです。

DV被害にあっている女性たちは、これからの生活、子どものことを考えると、すぐには「逃げ出せない」のが現実で、加害男

性はそこを見抜いています。また逃げても執拗な追跡にあうこともまれではありません。

根底にある社会の影響

DVの加害男性はおおむね感情表現やコミュニケーションの力があまり豊かではありません。生活していく中で苦楽や葛藤、不安を受け止め、それを妻や恋人と共に背負うには、会話が必要です。しかし、そういうことを面倒に思い、問答無用に振る舞うのです。成長の過程で「男性はこうあるべき」という

「偏った男らしさ」を身につけてしまった場合が多く、また男性の周囲や社会にもそれを容認するような風潮があると、男性は自分の言動・暴力を自己正当化してしまっています。

さらに、一人の自分は弱い存在でも、「男性とは強いもの、女は男に従順であるべきもの」という、男性集団の立場の強さや、いまだに社会に残る男性優位主義的思考が



ら、妻や恋人を下に見てコントロールしようとするのです。

新しい間柄にあるからといって、暴力をふるっていい理由はありません。暴力をふるわれて仕方がない人はいません。社会生活を壊し、命さえ奪いかねないDVを許さない社会、男性も女性も対等の立場で働き、家庭生活を営める、人権尊重の社会をめざしたいものです。

日常にひそむ暴力 思い当たることありませんか？

毎月夫からわずかな生活費が渡されるだけ。赤字になると、「無駄遣いするな」と怒鳴られる。自分の服はもう何年も買ったことがない。美容院に行くためにお金をもらったら、「おつりと一緒にレシートを見せる」と言われた。

マヨネーズを買い忘れたことで、食事中いきなり平手でほおを叩かれた。いつも怒りだすきつかけは小さなことだ。暴力が始まると止まらなくなり、子どもの前で私を突き飛ばす。このあいだは蹴られて腰を骨折。このままでは、生命が危ないと離婚を考えたと。

70代の夫は、ことある毎に「おまえはバカだ、世間を知らない」と言い、私の意見を聞いてくれたことはない。夫の暴言は最近さらにひどくなってきている。ずっと我慢してきたが、この先、夫に介護が必要となった時のことを思うと憂うつだ。

ひとりで悩まないで！
自分を責めないで！
ともかく電話して！
助けを求めて！

もし被害にあったら

配偶者から暴力を受けた

- ▶ 相談したい
- ▶ 配偶者のいないところに逃れたい

夜間・緊急の場合

- 警察（事件発生時）110番
- 東京都女性相談センター 03-5261-3911（夜間・休日のみ）

▶ 配偶者を引き離してほしい

保護命令の申し立て

地方裁判所

保護命令発令
・接近禁止命令・退去命令 など

〈配偶者暴力相談支援センター〉

- 東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455（年末年始を除く毎日 9:00~21:00）
- 東京都女性相談センター 03-5261-3110（祝日・年末年始を除く月~金曜 9:00~20:00）
- 東京都女性相談センター多摩支所 042-522-4232（祝日・年末年始を除く月~金曜 9:00~16:00）

武蔵野市役所 女性総合相談
女性が暮らしの中で抱えるさまざまな悩みや相談について、専門の女性相談員が面談し解決策をアドバイスします。

日時：第2木曜日 10:00~11:50
第4火曜日 13:30~15:20
（相談日が祝日の場合は変更）
予約制（相談時間は50分です）
1か月前より受付（予約専用 TEL: 0422-60-1921）
場所：市役所2階 市民協働推進課 市民相談係

● DV相談ナビ 0570-0-55210
音声案内に従って居住地の郵便番号を入力すれば、最寄りの相談窓口の電話番号を教えてください。

http://www.gender.go.jp/dv/sodan_navi.html

- 武蔵野市役所 母子・女性相談 0422-60-1852（祝日・年末年始を除く月~金曜 9:00~12:00 13:00~17:00）
- 警視庁総合相談センター 03-3501-0110（祝日・年末年始を除く月~金曜 8:30~17:15）

被害にあっても相談できない！

被害を受けた女性の53%は、誰にも相談していません。相談しない理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから」などが挙げられています。

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」2008年

●加害者を近寄らせないための保護命令とは●

被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや住居・勤務先等付近へのはいかりを禁止する

(6か月間)

電話等禁止命令

被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する

(6か月間)

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

被害者の子または親族等への接近禁止命令

被害者だけでなく、子どもや親族等へのつきまといや住居・勤務先等付近へのはいかりを禁止する

(6か月間)

自宅からの退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居からの退去を命じる

(2か月間)

知っておこう！

あなたを守る DV防止法

DV防止法の概略

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。平成13年に施行され、最終改正が平成19年7月に行われています。被害者が男性の場合も法律の対象となりますが、多くは女性であることから、女性被害者に配慮した前文となっています。

この法律に基づき、国・都道府県・市区町村・関係団体・NPOなどが協力して、さまざまな支援を行っています。また施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務となっています。

被害者対策の一層の充実のために改正され、行政機関をはじめとする制度は整備されつつあります。なかでも、加害者に対しての保護命令が強化されました。


デートDVの実態について
聞かせてください

デートDVは身近なところで日常的に起こっている、全国的な調査¹では20代の女性5人に1人が経験し、別の大学生対象の調査²では、カップル3組に1組の割合で起こっていると言われています。暴力の内容も、殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力と、一般的なDVと変わりません。

デートDVの問題点とは
なんでしょうか？

デートDVでは、当事者がDVだと気づかないことが非常に多いことです。当事者は若年層が多いのですが、愛情と束縛の区別がつかず、愛しているから、愛されているから、暴力があっても当たり前と思いつつ、それが異常なことであると認識できません。原因のひとつとして、偏った、間違った情報をDVDや漫画、雑誌などから得ていることがあります。男性がレイプまがいに女性に関係を迫る等の暴力的な性描写が、青少年対象の雑誌・漫画等にあふれています。それら偏った情報から、男性は、肉体関係を持つこと＝自分のものになることと誤解し、女性をいいなりにしても良いと考え、女性も強引にリードされることが普通

●デートDV防止のガイド本
「アウェア」が配布



『恋するまえにデートDVしない/されない/10代のためのハンドブック』
アメリカのデートDV啓蒙の本を「アウェア」代表の山口のり子さんらが翻訳。非売品だが、むさしのヒューマン・ネットワークセンターで貸し出し可。

この人に会いたい!

「アウェア」ファシリテーター 竹内由紀子さんに聞く

「デートDV」——被害者にも加害者にもならないために

デートDVは未婚の男女の間で起る暴力が増えています。デートDV防止プログラムを実施する団体「アウェア」のファシリテーター、竹内由紀子さんに話を聞きました。



10年以上子どもに対する暴力防止プログラムのファシリテーターを経験した後、「アウェア」の認定ファシリテーターとして活躍中。

「アウェア(aware)」とは英語で「気づく」という意味。DVについて「気づく」ことが何より大切というメッセージ。2001年より活動開始。DV防止プログラムのファシリテーター養成講座も開講しています。
E-mail: info@aware.cn
http://www.aware.cn

の恋愛だと思いつき込み、デートDVが起っていても気づきません。恋愛や性についての正しい情報を与え、DVについての知識を持たせることが何より必要です。

また一般的なDVにはDV防止法があり、保護命令申し立て権により被害者を守ることができますが、デートDVは当事者が結婚していないというだけで、DV防止法を適用できません。現行では、ストーカー行為規制法だけが適用されず、被害者を守るのが困難です。

特にデートDVでは別れる時が一番危険で、悲惨な事件も多発しています。DV防止法が未婚の男女にも適用できるように早急に法律が整備されることが望まれます。

子どもがデートDVに!?
と感じた時に親にできることは? 「もしかして被害に…」と思ったら、忍耐強く時間をかけて話を聞くことです。本人が話したがついていないことに耳を傾け、詰問したり、責めたりしないで、本人の気持ちを受けます。「別れなさい」と命令すること、また「最低の人間だ」などと相手の人格を否定するような発言をすることは逆

「まなこ」レポーターの200字コラム
DVにUN
あなたは気づきますか?

誰にでも起こるDV



渡邊絵里 ●西久保
数年前、私は知らず知らず元夫に暴力を受けていたと告白されました。私は身近にDV被害者がいたことにショックを受けました。彼女は暴力を受けている時は、周りに心配をかけたまじと誰にも相談せず、別れた後も自分を責め続けたそうです。相談できる人がいたら、別の道があったのではないのでしょうか。DVを特別な人に起こることとせず、告白する勇気と受け容れる勇気をもって話せる社会になればいいと思います。

偏見と自負?



小泉真木子 ●境
同居の祖母は認知症で、同じ話を何度も繰り返す。こちらにゆとりがある時は、会話をしたことをその都度リセットして相手が出てくるが、いつでもそういふふうには振る舞えない。切ってしまうこともある。DVとはまったく縁がないと思っていた私にも、人を人として尊重することの難しさを突き付けられる瞬間があった。ただ、人を無用に傷つけない矜持も自分にはあると信じている。



あるDV被害者Xさんに話を聞きました
「家を出る勇気さえあればなんとかなる!」
障がいのある長男と幼い次男を抱え、子育てにばかりきりで疲れきっている私に、夫は「お前は能無しだ」と言い続け、気に障ることがあるとお酒を飲んで、子どもの前で殴る蹴るの乱暴を働いた。殴られて2日後、アザがくつきりしてから病院に行き診断書を書いてもらい、写真を写した。ボイスレコーダーで夫からの暴言を録音し証拠として残した。
専門機関に相談したら「家を出る覚悟はあるの?」と聞かれ、ついに決心し、必要最低限の荷物をまとめ、学校に子どもを迎えに行き、相談先の女性担当者と一緒にシエルターに行った。
シエルターは思ったより過ごしやすかった。離婚・養育費の相談をしたら法律扶助協会を紹介された。弁護士と離婚の準備をすすめた。
子どもを連れて出たことで親権も有利に取れた(一度置いてくると取り戻すのは困難)。
たくさんの友人が書いてくれた陳述書も功を奏し、4年かかったが裁判で離婚。その間は派遣で働き、現在は正社員勤務で2人の子どもとともに幸せに暮らしている。

TOPICS
市民協働推進課 男女共同参画担当では

◆武蔵野市男女共同参画推進市民会議

同会議が9月に発足しました。会議では男女共同参画計画の推進に関して検討していただきます。市民会議委員は有識者、経験者等と2名の公募委員の8名(女性5名、男性3名)です。月1回程度会議を開催していく予定です。

委員名簿 (敬称略、五十音順、◎は委員長 ○副委員長)

氏名	所属等
栗原 毅	公募市民委員
作部 径子	『まなこ』編集長
静間 俊和	むさしの経営支援パートナーズ理事長、税理士
○ 千田 有紀	武蔵大学社会学部教授、前 男女共同参画推進市民会議委員
◎ 高田 素子	武蔵野市人権擁護委員、前 男女共同参画推進市民会議委員長
内藤 博子	むさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会会長
山田 史野	公募市民委員
若槻 善隆	武蔵野市立第二中学校副校長

◆男女共同参画庁内推進会議では

平成21年4月から、より実効性のある体制とするため構成メンバーを見直し、幹事会を設けるとともに、名称に「庁内」を加え、男女共同参画推進市民会議と区別しやすいようにしました。

また、9月1日開催の男女共同参画庁内推進会議(副市長を議長とし関係6部の部長で構成)では、平成20年度武蔵野市男女共同参画計画推進状況調査報告書、計画推進のアクションプランについて話し合いました。アクションプランは第二次男女共同参画計画を着実に推進するため、本計画の実行計画として、庁内推進会議・幹事会で作成しました。報告書は男女共同参画計画を推進するための関係課の事業報告、各種委員会の女性割合などのまとめです。アクションプラン、報告書は市民協働推進課、むさしのヒューマン・ネットワークセンターなどで配布しています。また、武蔵野市ホームページでも公開しています。

◆女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

企画政策室 市民協働推進課 男女共同参画担当
TEL: 0422(60)1869 FAX: 0422(51)9540
URL: http://www.city.musashino.lg.jp